

# 家族共済

## ご契約のしおり

<2024年10月改訂版>

このしおりは、家族共済の契約内容となる共済事業規約・実施規則の内容を要約して記載していますので、必ずご一読のうえ契約証書とともに大切に保管してください。

※保障内容等に変更が生じる場合は、組合のホームページでご案内いたします。



〒650-0032

神戸市中央区伊藤町 111 番地神戸商工中金ビル 5 階

TEL0120-81-9431 FAX(078)335-0630

<https://www.kccs.or.jp/>

### 神戸市民生協とは

正式名称を「神戸市民生活協同組合」といい、昭和30年に消費生活協同組合法(生協法)にもとづいて、営利を目的としない生活協同組合として兵庫県知事の認可を受け設立されました。

組合員の皆様の生活の安定と文化の向上を目的として運営されています。

家族共済は以下の共済事業規約・実施規則の内容が契約の内容となります。

- ・生命共済事業規約
- ・生命共済事業実施規則
- ・親族情報登録制度実施規則

※共済事業規約・実施規則の本文は組合のホームページでご確認いただけます。

<https://www.kccs.or.jp/agreement/>



### もくじ

ご契約に関することがら	.....	P1
1. 契約者について		
2. 被共済者とその範囲		
3. 共済金受取人		
4. 契約の成立、共済期間および契約の更新		
5. 加入コース		
6. 掛金額		
7. ご契約に関する注意事項		
8. 契約の無効または取消し		
9. 契約の解約		
10. 契約の解除		
11. 契約の消滅		
12. 契約を更新しない場合		
13. 時効について		
14. 生死不明の場合の共済金の支払い		
15. 制度内容・保障内容の変更と周知		
共済金の支払基準について	.....	P4
1. 共済金支払基準		
2. 共済金をお支払いできない場合		
共済金のご請求について	.....	P5
異議の申立てについて	.....	P5
親族情報登録制度について	.....	P5

## ご契約に関することがら

### 1. 契約者について

契約者になれる方は、神戸市民生活協同組合（以下「組合」といいます。）の組合員の方に限られます。兵庫県内にお住まいか、職場がある方ならどなたでも1口（50円）以上の出資で組合員になることができます。

### 2. 被共済者とその範囲

被共済者とは、共済の保障の対象となる方をいいます。

被共済者になれる方は、共済契約者（以下「契約者」といいます。）に対して以下の①～③のいずれかの関係にあり、かつ、契約発効日における年齢が15歳以上65歳未満（60歳以上で被共済者になることができるのは60歳未満から継続して加入している場合に限りです。）の方です。

- ① 契約者ご本人
- ② 契約者の配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がある場合を除きます。以下同様。）
- ③ 契約者と同一世帯に属する1親等の親族（以下「同居親族」といいます。）

※加入申込時に記入していただく「健康状態についてのお尋ね」の項目に該当する方は、ご加入いただけません。

### 3. 共済金受取人

共済金の受取人は契約者です。ただし、契約者が死亡したときは、次に掲げる方が、次の順位および各順位の記載順に共済

金受取人となります。

- ① 契約者の配偶者
- ② 契約者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた、契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ③ 前記②に該当しない方で契約者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- ④ 前記③に該当しない子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

※同順位の共済金受取人が2人以上ある場合は、代表者（他の受取人から書面により共済金の受取りを委任された共済金受取人）にお支払いいたします。

### 4. 契約の成立、共済期間および契約の更新

- (1) 共済契約の申込みをしようとするものは、被共済者の同意を得て共済契約申込書に初回掛金を相当する金額（以下「預り金」といいます。）を添え組合に提出しなければなりません。組合が契約の申込みを承諾した場合には、当該預り金を組合が受け取った日の翌月の1日午前0時から保障を開始し、この日を保障開始日とします。
- (2) 共済期間は保障開始日から1年間です。契約を更新しようとする契約者は掛金払込期日（満了日の前日）までに掛金を組合が指定する場所に払い込まなければなりません。払い込まれない場合契約は終了（失効）し、契約の満了日の翌日以後に発生した事故は保障されません。
- (3) 掛金を指定の預貯金口座からの自動振替扱でお支払いいただくこと（以下「口座振替扱」といいます。）ができます。この場合には、掛金の振替完了日の翌月1日午前0時から保障を開始します。口座振替扱の契約はその満了日までに契

約者からその契約を更新しない意思または変更の申し出がない限りは、契約更新の申込みがあったものとみなし、組合がこの申込みを承諾したときは、組合は契約者の指定口座に掛金の請求を行います。組合の指定日（以下「振替日」といいます。）に掛金の引落しが完了した場合は、契約の満了月の翌月1日午前0時に契約を更新します。掛金払込期日から2ヶ月以内に掛金が払い込まれない場合は、契約は更新前の契約満了日をもって終了（失効）します。

(4) 更新時の年齢が、次のランクに移行した場合には掛金額は変わり（**6. 掛金額**参照）、被共済者が60歳未満より継続して加入していた場合には64歳まで継続して加入でき、65歳になって最初に迎える満期日をもって共済契約は終了します。

(5) 口座振替扱

銀行などの金融機関の口座振替またはゆうちょ銀行の自動払込によりお払い込みいただく方法です。この場合で次の条件を満たした場合には、組合と締結された複数の契約（共済種目を問いません。）の掛金を合算して振替えます。

- ① 契約者が同じである
- ② 振替口座が同じである

（注）複数の契約の掛金を合算して振替えますので、口座の預貯金残高が振替合計額に満たない場合、すべての契約の掛金が振替えられなくなります。

### 5. 加入コース

1口から保障額が2倍になる2口までの2コースからご加入いただけます。ただし、60歳以上は1口となります。

### 6. 掛金額

掛金額は次のとおりです。

年 齢	15～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳
掛金年額 (1口)	2,500円	3,500円	4,800円	7,000円	7,000円
掛金年額 (2口)	5,000円	7,000円	9,600円	14,000円	—

## 7. ご契約に関する注意事項

### (1) 契約証書の取扱い

- ① 共済契約証書は初回契約時に発行し郵送いたします。契約証書は、ご契約をおやめになるまで有効ですので、大切に保管してください。契約内容に変更があったときには、新たに作成して郵送いたします。
- ② 共済契約証書は、契約内容の変更、共済金請求および解約等の手続きに必要ですので、記載事項を必ずご確認のうえ、大切に保管してください。
- ③ 紛失等の場合は紛失届をご提出いただき、併せて再発行請求書を提出していただくこととなります。

(注)再発行請求書には契約者本人を証明する書類(運転免許証の両面の写し、健康保険証の写し、印鑑証明、パスポートの写し等)を添えて提出していただきます。

### (2) 契約者の通知義務

共済期間の途中で次のような事由が生じた場合には、必ず組合に書面により通知してください。この通知を怠ったときは、この通知がなされるまでの期間について、遅延の責任を負いません。

- ① 引っ越して現住所・電話番号が変わることまたは変わったこと、あるいは町名や番地が変わったこと
- ② 被共済者の氏名の変更(婚姻による場合などをいい、被共

済者を変更することではありません。)

- ③ 被共済者の身体の傷害を事故とする他の共済(保険)契約(以下「重複契約」といいます。)を締結するときはあらかじめ、重複契約があることを知ったときは直ちに、書面により組合に通知してください。
  - ④ 掛金の振替口座を変更する場合
  - ⑤ 被共済者が「被共済者とその範囲」の範囲外となること
- (注)上記の通知には共済契約証書の提出(添付)が必要です。
- (3)組合からの通知物について

組合から契約者への通知物は加入申込の際に登録された現住所にのみ郵送いたします。ただし、組合所定の住所変更届により住所が変更されたときは、最後に提出された住所変更届に記載の住所に郵送いたします。転居等の際は事前に住所変更届をご提出ください。

## 8. 契約の無効または取消し

(1)次のいずれかに該当する場合は共済契約が無効となり、支払共済事由共済事故が発生しても、共済金をお支払いいたしません。また、すでに共済金を支払っていた場合、組合は、その共済金の返還を請求することができます。なお、共済契約が無効の場合、すでに払い込まれた掛金を契約者に返還します。

- ① 効力発生日において被共済者の年齢が範囲外であったとき
- ② 被共済者が効力発生日においてすでに死亡していたとき
- ③ 共済契約の金額が最高限度を超過していたときは、その超過部分

(2)共済契約の締結に際して契約者、被共済者が詐欺または強迫の行為をしたときは、共済契約を取消します。この場合、す

でに払い込まれた掛金は返還しません。

## 9. 契約の解約

- (1)契約者は、書面により組合に通知していつでも解約することができます。
- (2)被共済者が、契約者以外の方である共済契約において、次のいずれかに該当する場合は、被共済者は契約者に対し、共済契約の解約を請求できます。また、その場合、契約者は当該被共済者の契約を解約することができます。

- ① 契約者または共済金受取人が、組合に当該契約に基づく共済金の支払を行わせることを目的として支払事由を発生させ、または発生させようとしたこと。共済金受取人が、当該共済契約に基づく共済金の支払請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ② 被共済者の契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ③ 契約者と被共済者との親族関係の終了その他の事情により、被共済者が共済契約の申込みおよび締結の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合

## 10. 契約の解除

- (1)次の場合には、組合は将来に向かって契約を解除することができます。この場合、契約者は未經過共済期間に対応する掛金を請求することができます。
- ① 告知義務違反による解除
  - (ア) 契約者または被共済者が、共済契約締結の当時、故意または重大な過失により、共済契約申込書のうち、告知事項に対する回答その他組合の危険の測定に関係のある重要

な事実(以下「告知事項等」といいます。)をかくしたり、いつわって契約の申込みをしたときは、将来に向かってその共済契約を解除することができます。

(イ) 組合は、次のいずれかの場合には上記(ア)の規定による解除をすることは出来ません。

- a) 組合が、契約の締結・変更の際に解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
- b) 組合のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者(以下「共済媒介者」といいます。)が、契約者または被共済者の告知事項を妨げたとき
- c) 共済媒介者が、契約者または被共済者に対し、告知事項の事実の告知をせず、または不実の告知をすることを勧めたとき
- d) 組合が、解除の原因を知ったときから1ヶ月を経過したとき
- e) 解除の原因に該当した最初の共済契約の発効日から2年以内に被共済者にかかる共済事故が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき
- f) 初回契約の締結のときから5年を経過したとき

## ② 重大事由による解除

組合は、次に掲げる事由がある場合には、共済契約を解除することができます。

(ア) 契約者、被共済者または共済金受取人が、組合に共済契約に基づく共済金の支払いを行わせることを目的として支払事由を発生させ、または発生させようとした場合

(イ) 共済金受取人が、共済契約に基づく共済金の支払請求について詐欺を行い、または行おうとした場合

(ウ) 暴力団、暴力団員(暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企

業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められる場合

(エ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合

(オ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合

(カ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(キ) 上記(ア)～(カ)に掲げるもののほか、契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、共済契約の存続を困難にする重大な事由があると認められた場合

(2) 契約の解除の通知は、契約者に対して書面により行います。ただし、契約者の所在の不明、その他の理由により契約者に通知できない場合には、被共済者または共済金受取人に通知します。

## (3) 解除の効力

(1)-①告知義務違反による解除および(1)-②重大事由による解除に規定する契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。組合は、次に掲げる規定により契約を解除した場合は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

(ア) (1)-①告知義務違反による解除がされたときまでに発生した共済事故。ただし、当該事実に基づかずに発生した共済事故についてはこの限りではありません。

(イ) (1)-②重大事由による解除に掲げる事由が生じたときから解除された時まで発生した共済事故。

## 11. 契約の消滅

被共済者が死亡した場合、その日において共済契約は消滅します。

## 12. 契約を更新しない場合

契約者、被共済者または共済金受取人が次のいずれかに該当する場合は、組合は契約の更新をしません。

- (1) 更新日において、契約者が契約者の範囲外である場合
- (2) 更新日において、被共済者が被共済者の範囲外である場合
- (3) 契約者、被共済者または共済金受取人が、組合に当該共済契約にもとづく共済金の支払いを行わせることを目的として共済事由を発生させ、または発生させようとした場合
- (4) 共済金受取人が、共済契約にもとづく共済金の支払請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- (5) 被共済者にかかる事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、組合が更新を不相当であると認めた場合
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、組合が実施する共済事業の目的である相互扶助による共済を図ることの趣旨に照らし、妥当性を欠くと認めた場合

## 13. 時効について

共済金を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行使しない場合は、時効によって消滅します。

## 14. 生死不明の場合の共済金の支払い

組合は、被共済者の生死が不明の場合、以下に定めるところにより被共済者を死亡したものと推定したときは、被共済者が死亡したものとみなして共済金を支払います。

(1) 被共済者が船舶または航空機の事故またはその他の危難(以下「危難」といいます。)に遭い、その生死が、危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき。

(ア) 航空機の事故の場合 30日

(イ)船舶の事故の場合 3ヶ月

(ウ)ア、イ以外の危難の場合 1年

上記記載の内容にて、共済金受取人が死亡共済金を受け取  
る場合において、当該共済金受取人は、共済金の支払い後に  
被共済者の生存が判明した場合の組合に対する共済金の返還  
の規定に同意する念書を提出しなければなりません。

## 15. 制度内容・保障内容の変更と周知

組合は、兵庫県知事の認可を得て、制度内容・保障内容を、  
社会情勢・経済情勢の変化や共済金・給付金の支払状況によっ  
て、変更する場合があります。また、組合は変更する必要がある  
場合、当該共済事業規約・実施規則を変更することにより、契約  
者と合意があったものとみなし、個別の合意をすることなく変更  
することができます。なお、この場合は、変更後の共済事業規  
約・実施規則およびその発効時期を組合のホームページへ掲載  
する等の方法により周知します。

## 共済金の支払基準について

### 1. 共済金支払基準

#### (1) 死亡共済金

被共済者が共済契約期間内に死亡した場合(国内外を問  
いません。)に、次の死亡共済金をお支払いします。

1口 50万円 2口 100万円

#### (2) 入院見舞共済金

被共済者が効力発生日以後に、疾病または不慮の事故を  
原因として日本国内の病院または診療所に入院した場合に、  
次の入院見舞共済金をお支払いします。

・15日以上30日以内の入院の場合

1口 1万円 2口 2万円

・31日以上入院の場合

1口 2万円 2口 4万円

※入院見舞共済金をお支払いした入院の退院から次の入院  
までの期間が180日未満の場合は、入院見舞共済金をお  
支払いできません。ただし、180日以上ある場合は新規入  
院とみなし入院見舞共済金をお支払いします。

#### (3) 配偶者・同居親族の死亡見舞共済金

被共済者の配偶者および同居親族が、効力発生日以後  
に、疾病または不慮の事故を原因として、日本国内において  
死亡した場合に、次の死亡見舞共済金をお支払いします。

1口 2万円 2口 4万円

#### (3) 残存共済金額

組合が共済金を既にお支払いしていたとき、同一共済期間  
内に新たに共済事故が発生したときは、ご契約の共済金額  
から既に支払った共済金額を差引いた残額の範囲内で共済  
金をお支払いします。

●『疾病』の範囲には、組合が異常分娩と認めた分娩を含みま  
す。

●『不慮の事故』とは、急激かつ偶然な外因による事故をい  
います。

●『日本国内』とは、日本国政府が統治権を有する領土、領海  
および領空をいいます。

●『入院』とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等  
で治療が困難なため、「病院または診療所」に入り、常に医師の  
管理下において治療に専念することをいい、美容上の処置によ  
る入院、治療を主たる目的としない診断のための検査によ  
る入院は含みません。

●『病院または診療所』とは、医療法に定める日本国内にある  
病院または患者を収容する施設を有する診療所をいい、介護  
保険法に定める介護療養型医療施設は含みません。

●『同居親族』とは、被共済者と同一世帯に属する1親等の親  
族をいいます。

## 2. 共済金をお支払いできない場合

次のいずれかによって共済事由が発生した場合は、共済金  
をお支払いできません。

#### (1) すべての共済金のお支払いができない場合

- ① 契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重  
大な過失により共済事故が発生したとき
- ② 共済契約が無効となったとき
- ③ 共済契約が解除となり、その解除の原因により共済事故  
が発生したとき
- ④ 共済金受取人が共済金請求に必要な書類に故意に不実  
のことを記載したりその書類または共済事故にかかる証拠  
を偽造または変造し契約が解除となったときで、当該事由  
が生じたときから契約の解除がされたときまでに発生した  
共済事故による場合
- ⑤ 被共済者が戦争、変乱、その他の非常の出来事により共  
済事故となったとき
- ⑥ 被共済者が初の共済契約の効力発生日から1年以内に  
自殺をはかり共済事故が発生したとき
- ⑦ 被共済者の死刑若しくは私闘、精神障害若しくは泥酔状  
態により共済事故が発生したとき
- ⑧ 被共済者が※指定職業の従事者で、その就業中に共済  
事故が発生したとき

## ※指定職業

- ・ 漁船乗組員、1,000トン未満の船での水運業、その他これらに類するもの
- ・ 坑内員、隧道内での作業、その他これらに類するもの
- ・ 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類するもの
- ・ 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
- ・ テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類するもの
- ・ 潜函、サルベージ等の潜水業、その他これらに類するもの
- ・ 自衛官、警察官、海上保安官、鉄道公安職員、ガードマン、その他これらに類するもの
- ・ 国際平和協力隊(海外派遣中の全期間に従事とみなします。)

## 共済金のご請求について

共済金のお支払い事由(以下「共済事由」といいます。)が発生したときは、ただちに組合までご連絡下さい。ご連絡があり次第、共済金のご請求に必要な書類一式をお送りいたします。

(1)ご請求に必要な書類がもれなく提出されたときは、その提出日からその日を含めて30日以内に共済金等をお支払いします。ただし、次の①～③の日は30日に含みません。

- ①土曜日および日曜日
- ②国民の祝日
- ③12月29日から翌月3日までの日

(2)次の事項の確認が必要な場合において、組合に提出された書類だけではその確認ができないときは、ご請求に必要な書類がもれなく提出された日からその日を含めて45日以内に、

共済金の支払いに必要な次の①～③に掲げる事項の確認を終え、共済金をお支払いします。

- ① 共済金が支払われる事由として、この共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
- ② 共済金が支払われない事由として、この共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
- ③ この共済契約において規定する解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

上記①～③に掲げる事項の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、ご請求に必要な書類がもれなく提出された日から次のいずれかの日数(2つ以上に該当する場合は、最も長い日数とします。)を経過する日までに共済金を支払います。この場合、組合は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金受取人に対して通知するものとします。

(表A)

弁護士法その他法令にもとづく照会	180日
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された被災地域における確認のための調査	60日
確認を日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

上記必要事項(①～③、表A)の確認に際し、次のいずれかに該当した場合には、これにより遅延した期間は上記の日数に含みません。

(ア) 契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由な

くこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合  
(イ) 組合が被共済者の診断を求めた場合に、契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なくその診断を拒み、または妨げたとき

## 異議の申立てについて

共済契約の取扱いまたは共済金の支払いについて組合に異議がある契約者および共済金受取人は、組合におく審査委員会に対し異議の申立てをすることができます。この申立ては、共済契約の取扱いまたは共済金の支払いについて組合の決定があったことを知った日の翌日から30日以内に、書面をもって行わなければなりません。

申立てがあったときは、審査委員会はその申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を通知します。

## 親族情報登録制度について

親族情報登録制度(以下「本制度」といいます。)を利用する契約者(以下「登録契約者」といいます。)は、組合が登録契約者と連絡が取れない場合等に備えて、共済契約内容に親族情報(連絡先等)を登録いただけます。

親族情報登録にあたり、登録契約者は登録契約者と同等の契約内容等情報を確認する権利を有する者(以下「情報登録親族」といいます。)を同意を得たうえで選任できます。

組合は登録いただいた情報登録親族に連絡することで、共済契約に関する重要なお知らせを確実に行うことができます。

### 1. 情報登録親族の範囲

情報登録親族は、次に該当する方の中から最大2名までです。

登録契約者の配偶者、3親等内の親族、被共済者（被共済者が未成年の場合は法定代理人）、共済金受取人、指定代理請求人

### 2. 登録する親族情報

登録する親族情報は、次の項目となります。

①氏名(カナ)(漢字) ②生年月日 ③性別 ④登録契約者との続柄 ⑤住所 ⑥電話番号

### 3. 情報登録親族への連絡

親族情報を登録することで、組合は次のいずれかの場合に情報登録親族へ連絡することができます。

- ①共済契約の継続、維持管理、共済金等の支払いに際して、登録契約者、被共済者、共済金受取人に対し、連絡をしても応答がなく各手続きに際して組合が連絡する必要があると認められた場合
- ②大災害の発生により、登録契約者と連絡がとれず、登録契約者の安否確認・緊急連絡が必要な場合

### 4. 情報登録親族への情報開示

情報登録親族から照会があった場合、登録情報を基に本人確認を行ったうえで、情報登録親族へ必要な範囲で契約情報を回答します。ただし、機微(センシティブ)情報は開示しません。

### 5. 本制度の中断・停止

組合は、登録契約者および情報登録親族に事前に連絡する

ことなく本制度の提供の全部または一部を中断、停止することがあります。また、組合による本制度の提供の中断、停止により、登録契約者および情報登録親族が被った損害について、組合は責任を負いません。

### 6. 免責

登録契約者および情報登録親族が親族情報登録制度実施規則に違反したことにより、登録契約者および情報登録親族が被った損害について、組合は責任を負いません。また、本制度の利用に関連して、登録契約者と情報登録親族、被共済者、共済金受取人、または第三者との間に生じた紛争等については、登録契約者の責任において解決するものとします。

### 7. 情報の利用

組合は、登録契約者および情報登録親族の個人情報を本制度の運営のほか、次の目的のために必要な範囲で取得・利用します。

- ①共済契約の引受け、継続、維持管理、共済金などの支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理
- ③組合の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の充実
- ④その他上記業務に関連・付随する業務

上記①～④に定めるほか、組合における個人情報の取扱いに関する詳細は、組合のホームページに表示します。

※本書は、本制度に関する全ての内容を記載したものではありませんので、詳細は組合のホームページに掲載している親族情報登録制度実施規則をご確認ください。